

第 27 回障がい者制度改革推進会議が 12 月 6 日（月曜日）13 時から中央合同庁舎第 4 号館で開催された。

今回の議事は、「障害者基本法の改正について（第二次意見の取りまとめ）」であった。

事務局からこれまでの議論を踏まえて「第二次意見（素案）」が示され、素案に対し、各委員から活発な発言があった。

意見では、前文が必要ではないか、財源に関する記述が必要ではないかというものから個別の記述に対する修文、追加を求めるものもあった。

特に議論があった事項は、推進体制の組織に関するもので、国の新たな審議会組織の位置付けや所掌事務どうなるのか、同審議会における勧告等の国に対する影響力、強制力をどう考えるかという点であった。また、地方における特に市町村の推進組織の設置については必置とすべきではないか、また、推進組織には当事者である障害者を過半数とすべきではないかという意見が強く示された。

なお、具体的な修文意見について文書で事務局へ提出することとされた。

今後、12 月 13 日及び 17 日の両日で第二次意見を取りまとめる予定となっている。

最後に、11 月 21 日及び 27 日に香川県、熊本県、北海道で開催された「障害者制度改革について考える地域フォーラム」の実施状況が出席委員から報告された。